

横手市農業委員会

令和5年度 第5回

農業委員会総会議事録

令和5年8月16日

## 令和5年度 第5回横手市農業委員会総会議事録

令和5年8月16日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市条里南庁舎に招集する。

### 記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
4. 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する副申意見決定について
5. 議案第22号 農用地利用集積計画審議について
6. 議案第23号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
7. 議案第24号 令和5年度秋田県農業委員会大会への政策提案事項（案）について
8. 報告第6号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	平良木 保	出	13	高瀬 俊作	出
2	木村 由美子	出	14	伊藤 亨	出
3	菅原 一太郎	出	15	高橋 尚也	出
4	佐藤 仁	出	16	佐藤 省美	出
5	堀江 一彦	出	17	佐々木 由紀子	出
6	佐藤 勇	出	18	吉田 豊	出
7	遠藤 タミ子	出	19		欠
8	丹波 賢太郎	出	20	高橋 正也	出
9	小笠原 夏子	出	21	佐藤 真志子	出
10			22	千葉 肇	出
11	近江 清廣	出	23	齊藤 龍平	出
12	佐々木 秀一	出	24	飯野 正和	出

当日の欠席委員

19番 高橋 康弘 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	総務係長	佐 藤 亨
	農地振興係長	片 野 松 浩
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	伊 藤 俊 一
	農地振興係主査	柴 田 正 之
増田地域局	農委事務局主査	土 崎 正 之
平鹿地域局	農委事務局主査	佐 藤 雅 彦
雄物川地域局	農委事務局主査	菊 谷 仁 志
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
十文字地域局	農委事務局主査	大 沼 美 奈 子
山内地域局	農委事務局主査	石 橋 大 輔
大雄地域局		

議長

本日の出席者数は22名であります。  
横手市農業委員会総会会議規則第11条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第5回横手市農業委員会総会を開会いたします。

議長

日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第23条第2項により、当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より  
16番 佐藤省美 委員  
17番 佐々木由紀子 委員  
の両名を指名いたします。

議長

日程2、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。申請案件は4件です。

「1番」は、横手地域局管内からの申請です。「1番」は、農地所有適格法人以外の法人が、賃貸借により権利を設定するものです。なお、農地所有適格法人以外の法人による賃貸借について許可する場合、あらかじめその旨を市へ通知し、市は必要があれば意見を述べることでござっておりますが、意見なしとの回答を得ております。

「2番」は、増田地域局管内からの申請です。「2番」は、同一世帯員へ贈与するものです。

「3番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「3番」は、知人間により贈与するものです。

「4番」は、大森地域局管内からの申請です。「4番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。

以上、配布しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号「60番」から「63番」に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないこと、また、「60番」については、「調査書別紙」に記載がありますとおり、農地法第3条第3項の各号に定める要件を満たしていることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

	(特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 19 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 19 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 3、議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それではご説明いたします。議案書 4 ページをお開きください。申請件数は全部で 7 件となっております。</p> <p>「1 番」は、横手地域局管内からのものです。</p> <p>農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域であるため、「第 3 種農地」と判断します。</p> <p>事業概要です。譲受人は、寺院の専用駐車場から溢れた参拝者の路上駐車を防止する必要があることや、冬季除雪スペースが不足していることから、駐車場兼雪捨て場の取得を検討しています。道路を挟んで向かい側に、休耕している第 3 種農地があったため、適地として選定したものです。</p> <p>土地概要です。申請地は、「秋田県平鹿地域振興局」から南東約 400m に位置しており、登記地目・現況地目とも「畑」となっています。隣接地の状況は、北側・西側は畑、東側は宅地、西側は市道となっています。</p> <p>資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関の残高証明書により確認済みです。</p> <p>排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下による排水、及び地下浸透させる計画です。</p> <p>被害防除については、地先ブロックの高さを低くして隣地農地の日照、通風に配慮する計画となっており、影響はないと思われま。</p> <p>意見書は、土地改良区の管轄外であり、特にありません。他法令については、道路法第 24 条による道路工事施行について承認済みです。</p> <p>申請地は「第 3 種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>現地調査は、7 月 27 日、高瀬俊作委員と事務局で実施しております。</p> <p>「2 番」は、雄物川地域局管内からのものです。</p> <p>農地区分です。申請地は、雄物川地域局を中心とし申請地が含まれる</p>

円で囲まれる区域内にある宅地の面積の割合が 40 パーセント以上であるため、「第 2 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、アルミニウム加工業を行っており、横手市雄物川町沼館に秋田工場を設置しています。現在、駐車場となっている土地に倉庫の建築を予定しており、そのため代替となる駐車場用地及び資材置場、並びに工場立地法の規定により緑地の確保が必要となっています。申請地は、現在の工場敷地に隣接しており、主要市道沿いに位置し交通利便性も高いことから、農地ではありますがやむなく選定したものです。

土地概要です。申請地は、「雄物川地域局」から北西約 700m に位置しており、登記地目・現況地目とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側は水路を挟んで田、西側は水路、南側は水路を挟んで雑種地、東側は雑種地となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は側溝を整備し、油分離槽を経由し水路へ放流する計画です。

被害防除については、外周に幅 4m 以上の緩衝帯としての緑地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われま。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から同意する旨の意見書が交付されています。他法令については、都市計画法第 29 条の規定による開発行為について申請中であり、許可見込みです。

申請地は「第 2 種農地」ではありますが、駐車場及び資材置場として使用するためには、現在の工場敷地に隣接し、かつ必要な面積を確保する必要があります。そのため、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することはできないため「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、8 月 2 日、木村由美子委員と事務局で実施しております。

議案書 6 ページをお開きください。「3 番」も、雄物川地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第 1 種農地」と判断します。

事業概要です。借受人は農作業受託の増加により、農機具や資材保管確保のため、農作業用パイプハウスの新設が急務となっています。申請地は自宅に隣接し作業効率がよいため、農地ではありますが止む無く選定したものです。

土地概要です。申請地は、「福地地区交流センター」から南東約 1.1 km に位置しており、登記地目・現況地目とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側・東側・西側は水路、南側は農地となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、預金通帳の写しにより確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は地下浸透及び自然流下させる計画です。

被害防除は、緩衝地を設け、施設の高さを加減する計画となっており、影響はないと思われます。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から同意する旨の意見書が交付されています。他法令については、特にありません。

申請地は「第1種農地」ですが、申請に係る農地を農業用施設に供するものであることから、農地法施行令第4条第1項第2号イの不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、8月2日、木村由美子委員と事務局で実施しています。

なお、本件は追認案件となっています。施設面積が2a未満であるため、農地法施行規則第29条第1号による例外が適用になると思ひ、届出の後、着工したとのことです。しかし、親子であっても土地所有者と転用事業者が異なるため農地法第5条の申請が必要であり、申請書と共に顛末書の提出を受け、反省の意思を確認しております。

「4番」も、雄物川地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、「農用地区域内農地」と判断します。

事業概要です。借受人は稲作受託数量が増し籾乾燥設備が不足しており、近隣のライスセンターの受け入れ量も限界に近付いているため、籾乾燥設備の増設が急務となっています。現在の設備の拡張は困難であり、籾の運搬作業など利便性がある申請地を、農地ではありますが止む無く選定したものです。

土地概要です。申請地は、「雄物川地域局」から北西約1.3kmに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっています。隣地の状況は、西側は宅地、北側・東側・南側は農地となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応するとのことで、金融機関の融資証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は地下浸透及び自然流下させる計画です。

被害防除は、緩衝地を設け、施設の高さを加減する計画となっており、影響はないと思われます。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から同意する旨の意見書が交付されています。他法令については、特にありません。

申請地は「農用地区域内農地」ですが、農用地利用計画において指定される用途に供するものであることから、農地法第5条第2項の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、8月2日、木村由美子委員と事務局で実施しています。

なお、本件は追認案件となっています。施設面積が2a未満であるため、農地法施行規則第29条第1号による例外が適用になると思ひ、届出の後、着工したとのことです。しかし、親子であっても土地所有者と転



用事業者が異なるため農地法第 5 条の申請が必要であり、申請書と共に顛末書の提出を受け、反省の意思を確認しております。

議案書 8 ページをお開きください。「5 番」は、十文字地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域であるため、「第 3 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人はアパートに居住していますが手狭であり、自家用車の駐車スペースも必要であることから居宅の新築を計画しています。父親所有の農地が立地や面積の条件に合致したため、適地として選定したものです。

土地概要です。申請地は、「十文字地域局」から北約 900m に位置しており、登記地目は「田」、現況地目は「畑」となっています。隣接地の状況は、南側・北側・東側は畑、西側は市道となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応するとのことで、金融機関の仮審査通知により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除については、平屋とし、近隣農地の日照を確保する計画となっており、影響はないと思われまます。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から同意する旨の意見書が交付されています。他法令については、特にありません。

申請地は「第 3 種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、7 月 28 日、伊藤亨委員と事務局で実施しております。

「6 番」も、十文字地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満である区域内にある農地であるため、「第 2 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、昭和 46 年創業の建設会社です。事業拡大により、現在の車両置場が手狭となったため、新たに重機等の車両置場を確保する必要が生じました。申請地は、同社機材センターの隣接地であるため適地と判断し、農地であります但し止む無く選定したものです。

土地概要です。申請地は、「十文字西地区交流センター」から北西約 1.1 km に位置しており、登記地目・現況地目とも「田」となっています。隣接地の状況は、東側・西側は法定外公共物、北側は市道、南側は畑となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、預金通帳の写しにより確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除については、隣接農地と接している南側に緩衝地を設ける計

画となっており、周囲への影響はないと思われます。意見書は、131 番 1 について、秋田県雄物川筋土地改良区から同意する旨の意見書が交付されています。133 番 1 については、土地改良区の管轄外であり、特にありません。他法令については、特にありません。

申請地は「第 2 種農地」ですが、現在の機材センターの隣接地に用地を確保する必要があり、他の土地では事業の目的を達成できないため「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、8 月 7 日、齊藤龍平委員、伊藤亨委員、佐藤真志子委員、新山武推進委員、佐々木一誠推進委員と事務局で実施しております。

なお、本件は追認案件となっています。申請地は既に砂利敷きとなっており、譲渡人に経緯の説明を求めたところ、弁明書の提出を受けました。一昨年までは叔父が耕作していたものの、高齢のため耕作を止めてしまいました。そのような状況の中で譲受人から土地購入の打診があり、売買までの雑草対策等の目的で砂利を敷いたとのこと。これが農地転用行為に当たるとの認識がなかったとのことで、反省の意思を確認しております。

議案書 10 ページをお開きください。「7 番」は、山内地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、横手農業振興地域整備計画において農用地等と定められている農地であることから、「農用地区域内農地」と判断します。

事業概要です。借受人は、秋田自動車道・横手湯田間 4 車線化工事の実施主体です。主要道路から黒沢橋工事現場へ向かう道路において、大型車両が通過できない曲がり角があるため、曲がり角を広げるために農地を工事用道路として一時転用しようとするものです。

土地概要です。申請地は、「JR 黒沢駅」から北西約 200m に位置しており、登記地目・現況地目とも「畑」となっています。隣接地の状況は、南側・西側は市道、東側と北側は畑となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、財務諸表により確認しております。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、砂利敷及び鉄板敷を、勾配等考慮した設計で施工する計画となっており、周囲への影響はないものと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外となっており、特にありません。他法令については、特にありません。

申請地は農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要と認められるものであることから、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号の不許可の例外に該当し立地基準を満たしており、一般基準も満たしていることが書面等により確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、7 月 28 日、高橋正也委員と事務局で実施しています。

	説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。
	(特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 20 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 20 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 4、「議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する副申意見決定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それではご説明します。</p> <p>本案件は 1 件です。議案書 14 ページをご覧ください。なお、本件については、譲渡人と筆数が多数であるため、譲渡人及び申請地番については、別紙に記載しております。「議案第 21 号別紙」を併せてご覧ください。</p> <p>農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域であるため、「第 3 種農地」と判断します。</p> <p>事業概要です。現在横手市内にある工業団地において分譲可能な区画はすべて交渉中であるため、今後も多様な分野の企業立地を目指すため、柳田工業団地整備を実施するものです。秋田自動車道横手インターチェンジに近く、都市計画区域の工業専用地域となっているため、適地と判断したものです。今回は、令和 5 年度予算で実施する、用地買収及び上下水道実施設計までの申請となっています。</p> <p>土地概要です。申請地は、「栄地区交流センター」から西約 1.4 km に位置しており、地目は「田」が 79 筆、「畑」が 2 筆となっています。</p> <p>隣接地の状況は、北側は市道、東側・南側は市道及び水路、西側は原野及び山林となっています。</p> <p>資金計画です。横手市予算で対応するとのことで、予算の議決証明により確認済みです。</p> <p>排水計画です。汚水・生活雑排水は市下水道を整備し放流、雨水排水は敷地内に排水側溝を設け整備する水路へ放流する計画となっています。被害防除については、盛土造成は適切な勾配設定をし、盛土法面は緑化し、隣接水路等への土砂の流出を防除する計画となっており、影響</p>

はないと思われます。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から差し支えない旨の意見書、秋田県雄物川筋土地改良区から同意する旨の意見書がそれぞれ交付されています。他法令については、都市計画法による開発行為申請中であり、許可見込みです。

申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、8月3日、堀江一彦委員、佐藤省美委員、日野清和推進委員と事務局で実施しております。

本件は、転用面積が4ヘクタールを超えるため、県知事による許可案件となります。本総会にて許可相当の議決をいただきましたら、秋田県農業会議への諮問を経て、意見書を付して県知事へ申請書を進達し、農林水産大臣協議を経たうえで県知事が許可する流れとなります。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第21号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第21号」については、意義のないものと認め、許可相当の意見を付して、秋田県知事に進達することに決定いたします。

議長

日程5、「議案第22号 農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。

議長

はじめに「整理番号828番」は、議席番号6番 佐藤勇委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号6番 佐藤勇委員 一時退席)

議長

「整理番号828番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。

「整理番号 828 番」につきましては、議案書 19 ページになります。新規に 5 年間の相対による利用権設定をするものとなっております。本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

議長

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 828 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 828 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 6 番 佐藤勇委員 着席)

議長

次に、「整理番号 831 番、836 番」は、議席番号 14 番 伊藤亨委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 14 番 伊藤亨委員 一時退席)

議長

それでは、「整理番号 831 番、836 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

「整理番号 831 番」につきましては、議案書 19 ページになります。新規に 5 年間の相対による利用権設定をするものとなっております。続いて、「整理番号 836 番」につきましては、議案書 20 ページになります。新規に 10 年間の相対による利用権設定をするものとなっております。本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 831 番、836 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 831 番、836 番」については、承認することに決定いたします。  
退席委員の入場を認めます。

(議席番号 14 番 伊藤亨委員 着席)

議長

次に「整理番号 901 番」は、議席番号 23 番 齊藤龍平委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 23 番 齊藤龍平委員 一時退席)

議長

「整理番号 901 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

「整理番号 901 番」につきましては、議案書 27 ページになります。  
農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、8 月 17 日付けで農用地利用集積計画の公告により農家に貸付ける予定となっております。  
本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。  
説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 901 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 901 番」については、承認することに決定いたします。  
退席委員の入場を認めます。

(議席番号 23 番 齊藤龍平委員 着席)

議長

次に、議事参与案件を除く「整理番号 818 番」から「整理番号 903 番」について、事務局の説明を求めます。それでは説明いたします。

事務局

議案書 18 ページになります。所有権移転になります。「整理番号 818 番」から「整理番号 822 番」までの 5 件につきましては、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れするものとなっております。

次の、「整理番号 823 番」につきましては、秋田県農業公社が買い入れていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。

続きまして、議案書 19 ページになります。相対による利用権設定になります。

「整理番号 824 番」から議案書 20 ページの「整理番号 837 番」までの議事参与案件を除く 11 件につきましては、新規設定が 5 件、再設定が 6 件となっております。

続きまして、農地中間管理事業になります。議案書 20 ページの「整理番号 838 番」から議案書 27 ページの「整理番号 903 番」までの議事参与案件を除く 65 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、8 月 17 日付で農用地利用集積計画の公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、未相続地である共有に係る利用権設定につきましては、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得られていることを確認しております。

本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与案件を除く「整理番号 818 番」から「整理番号 903 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与案件を除く「整理番号 818 番」から「整理番号 903 番」については、承認することにいたします。

議長

以上をもって、「議案第 22 号」については、「異議ないものと認める。」

との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

議長

日程 6、「議案第 23 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。

先ず権利移転についてですが、議案書 30 ページの「整理番号 16 番」から議案書 31 ページの「整理番号 34 番」までの 19 件につきましては、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ賃貸料や残存契約期間について原契約と同一条件で賃借権を移転するものとなっております。

続きまして再配分についてですが、議案書 32 ページの「整理番号 35 番」、「整理番号 38 番」、「整理番号 39 番」、「整理番号 40 番」、「整理番号 41 番」の 5 件につきましては、機構関連事業実施に伴う集積計画の期間の延長、及び受け手農家の変更を行うものとなっております。残りの「整理番号 36 番」及び「整理番号 37 番」の 2 件につきましては、法定相続人全員から相続放棄されたことにより所有者不明となった農地について、農地法の規定に基づき、所有者の探索を行い、2 か月間の所有者不明の公示を行った上で、知事裁定により機構が中間管理権を取得したものであり、出し手との契約は必要なく、受け手との契約のみが必要なものとなっております。今後、促進計画作成の要請を受けた機構が促進計画を決定し、県への認可申請を行い、9 月 29 日付けで県が公告するものとなっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。

「議案第 23 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 23 号」については、承認することに決定いたします。

議長

日程 7、「議案第 24 号 令和 5 年度秋田県農業委員会大会への政策提案事項(案)について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。



事務局

本日お手元に配布しております「議案第 24 号別紙」をご覧ください。  
本件については、11 月 4 日に潟上市で開催される「令和 5 年度秋田県農業委員会大会」に大会議案として提案するもので各地域局より提出されました提案について取りまとめしたものを本日の総会でご審議いただくものです。

それでは内容を説明いたします。なお、説明は要点のみとさせていただきますので、ご了承ください。

1 件目は、「農地利用最適化推進委員の活動強化」についてです。

提案内容は、推進委員の現場での職務にあたり、専門知識を持って対応することが必要なため、その知識の習得を図るべき体制を整えるよう提案するものです。

2 件目は、「畑地化促進事業の見直し及び継続」についてです。

提案内容は、畑地化促進事業が 5 年を期限に助成するということに対し、一時的な交付金ではなく、畑地化しても経営の安定が図られるよう地域の実情を踏まえた事業内容の見直し及び継続を提案するものです。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。

「議案第 24 号」について、原案に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 24 号」については、意義ないものと認め、原案のとおり秋田県農業会議に提出することに決定いたします。

議長

日程 8、「報告第 6 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局

それでは説明します。議案書 35 ページをご覧ください。報告件数は全部で 6 件となっております。横手地域局管内が 3 件、平鹿地域局管内が 1 件、雄物川地域局管内が 2 件です。

まず「1 番」についてです。照会地は、「旭地区交流センター」から南西約 1.6 km に位置しています。隣接地の状況は、北側は畑、西側は畑及び宅地、南側は宅地、東側は市道となっています。

土地の状況です。住宅リフォームのため土地の確認をしたところ、住宅や生垣等が農地にはみ出していることが判明しました。平成 6 年に建て替えを行った際、土地各筆の境界確認が不十分だったものと思われます。現在も、住宅や生垣等が現存しており、農地としての利用は困難な

状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、6月14日、堀江一彦委員、高橋尚也委員、久米豊昭推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、6月14日付けで記載のとおり報告しています。

次に「2番」についてです。照会地は、「横手市役所条里南庁舎」から南約1.8kmに位置しています。隣接地の状況は、北側・東側は法定外公共物、西側は国道、南側は法定外公共物である道路となっています。

土地の状況です。申請地は、秋田自動車道・横手インターチェンジ開設に伴う道路整備により、旧建設省から買収を受けた土地の残地部分です。残地部分では面積が小さく、農地として使うことが困難な状態になってしまいました。その後平成9年、隣接地の店舗事業者へ、立看板の敷地として貸し付けました。農地転用許可が必要であることを知らなかったとのことです。狭隘な土地であり現在も立看板が立っており、農地としての利用は困難な状態であり「非農地」と判断しました。

現地調査は、7月10日、堀江一彦委員、高橋馨推進委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、7月11日付けで記載のとおり報告しています。

次に「3番」についてです。照会地は、「秋田県平鹿地域振興局」から南東約2.2kmに位置しています。隣接地の状況は、北側は宅地、西側は畑、南側・東側は市道となっています。

土地の状況です。申請人は、今年4月、時効取得により当該土地を取得しました。前所有者の時代のことであり詳細は分からないとのことです。平成の初め頃、農地転用許可を受けないまま住宅を建築したらしいとのことです。現在も住宅と小屋が現存しており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、7月10日、堀江一彦委員、高橋馨推進委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、7月11日付けで記載のとおり報告しています。

次に「4番」についてです。照会地は、「平鹿地域局」から西約600mに位置しています。隣接地の状況は、北側・東側・西側は畑、南側は宅地となっています。

土地の状況です。申請者の亡くなった父の代に、2名と賃貸借契約を結んでいたらしいとのことです。相手方の一人は平成19年に亡くなり、もう一人は平成25年に転居し、賃貸借契約は自然消滅状態となり、その後耕作する受け手も現れませんでした。現在は原野化しており農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、7月12日、菅原一太郎委員、松井覚推進委員、武藤吉喜推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、7月26日付けで記載のとおり報告しています。

議案書36ページをご覧ください。

「5番」についてです。照会地は、「雄物川地域局」から北約1.3km

に位置しています。隣接地の状況は、北側は宅地、東側・南側は農地、西側は県道となっています。

土地の状況です。「宮ノ目 232 番 1」については平成 3 年に農地転用許可を受けていますが、地目変更登記が行われていませんでした。また、車庫を建築する際に、土地の境界確認が不十分で、許可を受けていない「宮ノ目 234 番 3」に建物がはみ出してしまったようです。現在も車庫が建っており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、7 月 28 日、小笠原夏子委員、近江清廣委員、伊藤美緒推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、7 月 31 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「6 番」についてです。照会地は、「福地地区交流センター」から南東約 1.1 km に位置しています。隣接地の状況は、北側・南側は農地、東側は市道、西側は水路となっています。

土地の状況です。平成 14 年に、申請者の亡くなった父が、農地転用許可を得ないまま小屋を建ててしまったらしいとのこと。現在も小屋が現存しており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、7 月 28 日、小笠原夏子委員、近江清廣委員、伊藤美緒推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、7 月 31 日付けで記載のとおり報告しています。

報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第 6 号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第 5 回総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

( 10 時 52 分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和5年8月16日

議 長 飯野 正和

---

署名委員 佐藤 省美

---

署名委員 佐々木 由紀子

---